2018.12.20号

# 上野税理士法人

企画・発行

〒103-0028 東京都中央区八重洲1丁目5-15 荘栄建物ビル8階 TEL 03-6262-1485 FAX 03-6262-1486 E -mail: info@care-mas.com http://www.care-mas.com



次回のセミナー開催が決まり次第、お知らせいたします。

セミナー 情報

# 来年10月からの新処遇改善加算 大筋で決まる

来年10月に予定されている消費税率10%への引上 げに伴い検討されている「勤続10年以上の介護福祉 士への月額平均8万円相当の新処遇改善」について、 基本的な考え方が大筋で決まった。

### ■取得要件

加算の対象となるのは、

- ・現行の介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)ま でを取得している事業所を対象とし、加えて、
- 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、 複数の取組を行っていること
- ・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、HP への掲載等を通じた見える化を行っていること

# ■事業所内における配分方法 配分は3つの区分に分けられる。

- ・「経験・技能のある介護職員」 勤続 10 年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉 士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年 の考え方は事業所の裁量で設定できる
- ・「その他の介護職員」

「経験・技能のある介護職員」以外の介護職員

「その他の職種」

介護職員以外の全ての職種の職員

### 配分方法は、

- ・「経験・技能のある介護職員」の中に、「月額8万 円の処遇改善となる者」又は「処遇改善後の賃金 が役職者を除く全産業平均賃金(年収440万円) 以上となる者」を設定・確保すること。
  - ※小規模な事業所を開設したばかりである等、 設定することが困難な場合は合理的な説明が 求められる。
- ・「経験・技能のある介護職員」は、平均の処遇改善 額が「その他の介護職員」の2倍以上とすること。
- 「その他の職種」は平均の処遇改善額が「その他の 介護職員」の2分の1を上回らないこと。

# 仮想通貨取引の適正な申告に向けた環境整備

国税庁は、仮想通貨取引の適正な申告に向けて、金融庁 や仮想通貨関連団体と開催してきた「仮想通貨取引等に係 る申告等の環境整備に関する研究会」での議論の結果を踏 まえ、簡便に所得計算をすることができる様式や方法、相 続時における仮想通貨の評価方法などを公表した。

平成30年1月1日以後に国内の仮想通貨交換業者を通 じて取引した仮想通貨については、その年の購入価額や売 却価額など記載内容を統一した「年間取引報告書」が交換 業者から交付されることになった。この年間取引報告書に 基づき、国税庁ホームページで公開している「仮想通貨の 計算書」に年間取引の総額等を入力することで、仮想通貨 の所得金額が自動計算され、申告手続が簡便になる。

また、相続や贈与によって取得した仮想通貨は課税対象 となるが、相続等した仮想通貨の評価方法については、活 発な市場(取引所等において十分な数量・頻度の取引が行 われており、継続的に価格情報が提供されている)が存在 する仮想通貨の場合、取引を行っている交換業者が公表す る課税時期の取引価格によって評価する。今後、相続人等 の依頼に応じて交換業者から相続開始時点の仮想通貨残 高等を記載した「残高証明書」等が提供される予定だ。

一方、活発な市場が存在しない仮想通貨の場合は、売買 実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する方法な ど、その仮想通貨の内容や性質、取引実態等を勘案し、個 別に評価する。

このほか、「財産債務調書」や「国外財産調書」への記 載の要否について、その年の12月31日において国内外の 交換業者に保有している仮想通貨は「財産債務調書」の対 象になる一方、仮想通貨は財産を有する者の住所(住所を 有しない場合は居所)の所在により「国外にある」かどう かを判定するため、国外の交換業者に保有している仮想通 貨は「国外財産調書」の対象外となる。

なお、「財産債務調書」はその年分の所得金額(退職所 得を除く)が 2,000万円を超え、かつ、その年の12月31 日において3億円以上の財産または1億円以上の有価証券 等(国外転出特例対象財産)を保有している者、「国外財 産調書 | はその年の 12 月 31 日において 5 千万円を超える 国外財産を保有している者が対象となり、その年の翌年3 月15日までに提出しなければならない。